

# 資料No. 6

江田島市公共交通協議会

令和6年6月13日

## 運賃協議会の設置について

### 1 目的

道路運送法の改正により、協議運賃についての協議は同法第9条第4項に規定する協議会で実施することとなりました。

については、江田島市公共交通協議会規約第11条の規定に基づく分科会として運賃協議会を設置し、乗合タクシーの事業者ごとに乗車無料デーの実施についての協議を行います。

### 2 分科会の委員

- (1) 協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 住民の代表者
- (3) 中国運輸局長又はその指名する者
- (4) 江田島市副市長

#### \*道路運送法[抜粋]

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第9条 4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

#### \*江田島市公共交通協議会規約[抜粋]

(分科会)

第11条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

## 江田島市公共交通協議会分科会規約（案）

### （趣旨）

第1条 この規程は、江田島市公共交通協議会規約第11条の規定に基づき、江田島市公共交通協議会分科会（以下「分科会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （所掌事務）

第2条 分科会は、江田島市公共交通協議会で協議される事項について専門的な調査、検討を行い、その結果を江田島市公共交通協議会会長へ報告する。

### （組織）

第3条 分科会は、江田島市副市長を会長とし、次の各号に掲げる者を委員として組織する。

- （1）協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- （2）住民の代表者
- （3）中国運輸局長又はその指名する者
- （4）江田島市副市長

### （任期）

第4条 委員の任期は4年以内とする。

### （会議）

第5条 分科会は必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議は書面にて開催することができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### （庶務）

第6条 分科会の会議の庶務は、江田島市公共交通協議会事務局が行う。

### 附 則

この告示は、令和6年6月13日から施行する。

江田島タクシー運行の運賃協議に関する分科会委員名簿

(任期：令和6年6月13日～令和10年3月31日まで)

	所属等		役職	氏名
1	乗合事業者	江田島タクシー	代表取締役	川口 敏広
2	住民代表	江田島市自治会連合会	副会長	尾白 治男
3	国	中国運輸局広島運輸支局	主席運輸 企画専門官	蔦 真
4	市	江田島市役所	副市長	土手 三生

能美タクシー運行の運賃協議に関する分科会委員名簿

(任期：令和6年6月13日～令和10年3月31日まで)

	所属等		役職	氏名
1	乗合事業者	能美タクシー	代表取締役	今宮 浩二
2	住民代表	江田島市自治会連合会	副会長	尾白 治男
3	国	中国運輸局広島運輸支局	主席運輸 企画専門官	蔦 真
4	市	江田島市役所	副市長	土手 三生

三高タクシー運行の運賃協議に関する分科会委員名簿

(任期：令和6年6月13日～令和10年3月31日まで)

	所属等		役職	氏名
1	乗合事業者	三高タクシー	代表	城山 賢二
2	住民代表	江田島市自治会連合会	副会長	尾白 治男
3	国	中国運輸局広島運輸支局	主席運輸 企画専門官	蔦 真
4	市	江田島市役所	副市長	土手 三生